

厚木市 市税の納税猶予制度の御案内

市税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。

【納税の猶予制度の種類】

1 徴収猶予（地方税法第15条）

次の（1）から（4）の要件の全てに該当する場合は、原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められることがあります。

（1）次のAからFのいずれかに該当する事実があるとき

A 納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったとき

B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき

C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき

D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき

E 納税者に上記AからDに類する事実があったとき

F 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

（2）猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められるとき

（3）申請書が提出されているとき（上記「（1）F」の場合は納期限までの提出）

（4）担保の提供があるとき（ただし、例外規定あり）

※ 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、次の条例で定められています。

（厚木市国民健康保険条例第24条、厚木市介護保険条例第9条、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第15条）

2 申請による換価の猶予（地方税法第15条の6）

申請により、次の（1）から（5）の要件の全てに該当する場合は、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められることがあります。

（1）市税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるとき

（2）納税について誠実な意思を有すると認められるとき

（3）換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないとき

（4）納付すべき市税の納期限から6箇月以内に申請書が提出されているとき

（5）担保の提供があるとき（ただし、例外規定あり）

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、市長の職権による換価の猶予制度があります。

【猶予が認められると…】

1 徴収猶予の効果

（1）最長1年を限度に市税の徴収が猶予されます。

（2）新たに督促や差押え、換価等の滞納処分が行われません。

- (3) すでに差押えを受けている場合は、申請により差押えが解除される場合があります。
- (4) 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

2 申請による換価の猶予の効果

- (1) すでに差押えを受けている財産の換価が猶予されます。
- (2) 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、新たな差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- (3) 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。